

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第101号

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則

第1条中「規定する地球温暖化対策」の右に「及びエネルギーの需給に関する施策」を加え、「京都市地球温暖化対策推進本部」を「京都市地球環境・エネルギー政策推進本部」に改める。

第2条第2号及び第3号中「の推進」を削り、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「の推進」を「又はエネルギーの需給」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) エネルギーの需給に関する施策に関すること。

第3条中「地球温暖化対策推進本部長，地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員」を「地球環境・エネルギー政策推進本部長，地球環境・エネルギー政策推進副本部長及び地球環境・エネルギー政策推進本部員」に改める。

第4条の見出しを「(地球環境・エネルギー政策推進本部長)」に改め、同条第1項中「地球温暖化対策推進本部長」を「地球環境・エネルギー政策推進本部長」に改める。

第5条の見出しを「(地球環境・エネルギー政策推進副本部長)」に改め、同条第1項中「地球温暖化対策推進副本部長」を「地球環境・エネルギー政策推進副本部長」に改める。

第6条の見出しを「(地球環境・エネルギー政策推進本部員)」に改め、同条第1項中「地球温暖化対策推進本部員」を「地球環境・エネルギー政策推進本部員」に改め、同条第2項中第8号を第19号とし、第7号を第15号とし、同号の次に次の3号を加える。

(16) 選挙管理委員会事務局長

(17) 人事委員会事務局長

(18) 監査事務局長

第6条第2項第6号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 市会事務局長

第6条第2項中第5号を第12号とし、第2号から第4号までを7号ずつ繰り下げ、第1号を第4号とし、同号の次に次の4号を加える。

(5) 人材育成政策監

(6) 監察監

(7) 観光政策監

(8) 子育て支援政策監

第6条第2項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

(1) 産業戦略監

(2) 危機管理監

(3) 技術監理監

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(施策推進チーム)

第9条 本部長は、特定の施策を推進させるため必要があると認めるときは、本部に施策推進チームを置くことができる。

2 施策推進チームの構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)